

制定 平成 24 年 1 月 1 日
最終改正 令和 7 年 1 月 1 日

川畠成道の会 会則

1. 名 称 本会は、川畠成道の会(以下本会という)という。
2. 所在地 本会は、事務局を東京都港区南青山2丁目2番地 15 号におく。
3. 目 的 本会は、川畠成道氏の音楽活動を支援し、会員に必要な情報提供等を行うと共に、会員相互の親睦を計ることを目的とする。
4. 会 員 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の手続きをなし会費を納入した者。
5. 役職 本会に次の役職を置く。
 - (1) 代表：川畠成道
 - (2) 会計 1 名※会計は川畠成道音楽事務所が選任する。
6. 運 営 本会の運営は、代表が川畠成道音楽事務所と協議のうえ、年会費、寄付金、その他の収入をもって行う。
7. 会計年度 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。
8. 決算及び事業報告 本会の決算書、事業報告書は毎年 2 月、文書により報告する。
9. 会 費 本会の会費はつぎのとおりとする。
 - (1)年会費は 5,000 円とする。
 - (2)納入された会費(寄付金等を含む)は理由の如何にかかわらず返還しない。
10. 会員資格の喪失 会員は次の場合にその資格を失う。
 - (1)退会
 - (2)除名(川畠成道本人或いは本会会員に迷惑を及ぼした者等の場合)
 - (3)会費の納入がない時

付 則

本会則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

- 1) 令和 2 年 1 月 1 日 一部改正し実施する。
- 2) 令和 7 年 1 月 1 日 一部改正し実施する。